２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第三項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（学校教育法施行規則の一部改正）

**第三条**　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **第百六十四条**　［略］ | **第百六十四条**　［略］ |
| ２～４　［略］ | ２～４　［略］ |
| ５　大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学院設置基準第十三条の二、第二十一条の二及び第二十七条の二、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項並びに専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。 | ５　大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。 |
| ６・７　［略］ | ６・７　［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**第四条**　専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正前欄の専門職大学院設置基準第二十二条第二項中「前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を「第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書」に改める。

本則の表改正後欄の専門職大学院設置基準第二十二条第二項本文中「前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を、「第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書」に、同項ただし書中「前条第一項」を「第二十一条第一項及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○農林水産省令第十八号**

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十二日

農林水産大臣　金子原二郎